

知っていますか？汚染廃棄物の行方？

先月には衆議院選挙が行われ、復興大臣の役には引き続き自民党の吉野正芳氏が就きました。吉野氏は福島県出身で過去に環境副大臣を務めた人物ですが、今後の福島原子力発電所事故への対応についても注目されています。

環境省は、事故後から**放射性物質汚染廃棄物処理**について情報公開しています。

(<http://shiteihaiki.env.go.jp/>)これまで東日本被災地応援実行委員会の生徒のなかにも、汚染廃棄物の問題を話題にしたこともあったので、今回は汚染廃棄物処理の説明（表面）とその行方を追った記事（裏面）を紹介します。

福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風によって移動し、雨などにより地表に降下しました。私たちの日常生活の中で排出されるごみの焼却灰、下水汚泥、稲わらやたい肥などに放射性物質が付着し、



汚染廃棄物が発生しました。ほとんどのものは放射能濃度が低く、一般の廃棄物と同様の方法で処理します。一定濃度（1キログラム当たり8,000ベクレル）を超え、環境大臣が指定したものは、**指定廃棄物**として、国の責任のもと、適切な方法で処理することとなりました。

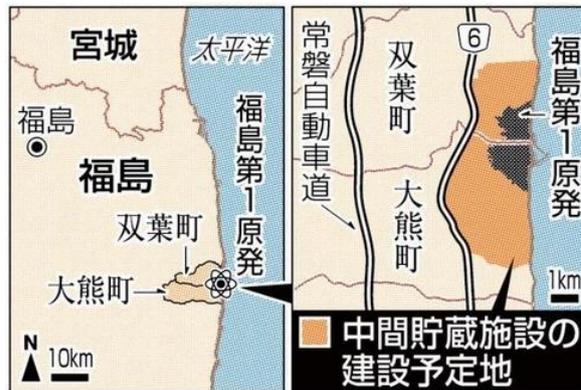
（環境省HPより）

大量の指定廃棄物はフレコンバッグとよばれる黒いゴミ袋に入れられ、ピラミッドのように山積みになります。その上から劣化による放射能漏れを防ぐため緑色のシートがかぶされます。（福島県富岡町からの上空写真）異様な光景です。



福島中間貯蔵 大熊で本格稼働

環境省は28日、東京電力福島第1原発事故で生じた福島県内の除染廃棄物を保管する**中間貯蔵施設**（福島県大熊町、双葉町）で、除染土の本格的な貯蔵を始めた。本体施設の稼働は初めてで、当初予定より2年半以上ずれ込んだ。中間貯蔵施設では、県内各地の仮置き場から搬入された除染土を、同日から本格運転の



「受け入れ・分別施設」でふるいにかける草木などを除去。放射性セシウム濃度で1キログラム当たり8000ベクレル以下と8000ベクレル超に分ける。分別後は土を**土壌貯蔵施設**に保管し、草木などの可燃物は焼却して容量を減らす「**減容化施設**」に運ぶ。しかし除染廃棄物の保管期間は予定地内の一時保管場への搬入が始まった2015年3月から最長30年。県外での最終処分を法律で定めているが、候補地選定のめどは立っていない。（河北新報10月29日より）

宮城県石巻市でも

東京電力福島第1原発事故に伴う放射性物質で汚染された国の基準（1キログラム当たり8000ベクレル）以下の廃棄物処理を巡り、石巻市は7日、焼却灰を埋め立てる予定の河南一般廃棄物最終処分場の周辺住民を対象に説明会を始めた。住民からは「風評被害が出た場合の責任は誰が取るのか。補償はどうするのか」「早く別の場所を探してほしい」などと反対の声が相次いだ。（河北新報11月8日より）

実行委員会・秋の活動

（写真左）上京区民ふれあい祭り

台風の接近している中、防災や、東日本のことをもっと知ってもらうために中学・高校生が発表しました。

（写真右）あすの Kyoto 地域創生フェスタ

今年も京都府植物園で物販や活動報告をします。フェスタには多数の団体が参加し、企画も盛りだくさんあり、楽しむことができます。

是非みなさん見に来てください。

2017年11月23日（木・祝）

9:00～16:00 京都府植物園（地下鉄北山駅スク）

